

令和6年度予防接種実施内容の変更点について

定期接種の使用ワクチン及び接種対象並びに任意接種に対する費用助成について、令和6年度より以下のとおり変更して実施する。

1 定期接種

(1) 5種混合ワクチンの導入

ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎（ポリオ）、破傷風及び Hib 感染症の予防のための定期接種には、現在、4種混合ワクチン及び Hib ワクチンを使用しているが、今般、それぞれのワクチンいずれの成分も含む5種混合ワクチンが薬事承認等され定期接種に位置づけられることから、令和6年度より定期接種に使用するワクチンは5種混合ワクチンを基本とする。対象は、生後2月から生後90月に至るまでの児とする。

(2) 沈降15価肺炎球菌結合型ワクチンの導入

小児の肺炎球菌による侵襲性感染症の予防のための定期接種には、現在、沈降13価肺炎球菌結合型ワクチンを使用しているが、今般、沈降15価肺炎球菌結合型ワクチンの適応が小児に拡大され、定期接種に位置づけられることから、令和6年度より定期接種に使用するワクチンは沈降15価肺炎球菌結合型ワクチンを基本とする。

(3) 高齢者に対する肺炎球菌ワクチン定期接種の対象者について（経過措置の終了）

高齢者に対する肺炎球菌ワクチンの定期接種については、現在、本来の対象者（65歳及び60歳以上65歳未満で心臓、じん臓若しくは呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に重い病気のある身体障害者手帳1級所有者）及び経過措置として65歳以上100歳までの5歳刻みの年齢になる年度の方を対象としているが、国が経過措置を終了することに伴い、令和6年度より本来の対象者のみとする。自己負担額は令和5年度と同様の1,500円とする。

2 任意接種

(1) 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）ワクチン任意接種費用助成の拡充

流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）ワクチン任意接種については、現在、生後12月から小学校就学前の児を対象として3,000円の費用助成を1回実施しているが、令和6年度より助成回数を2回に拡充する。

(2) HPVワクチン男性任意接種費用助成事業の実施

現在、定期接種として小学6年生から高校1年生相当の女性を対象にHPVワクチンの接種を実施しているが、令和6年度より定期接種対象と同年齢の男性が4価HPVワクチン（ガーダシル）の任意接種を受ける際、その費用を1人3回まで全額助成する。

(3) 高齢者に対する肺炎球菌ワクチン任意接種費用助成について

高齢者に対する肺炎球菌ワクチン任意接種の費用助成については、現在、75歳以上（同ワクチンの定期接種を既に受けた方と区の費用助成を受けて接種したことがある方を除く）を対象としているが、令和6年度は、66歳以上（同ワクチンの定期接種を既に受けた方と区の費用助成を受けて接種したことがある方を除く）を対象とする。自己負担額は令和5年度と同様の1,500円とする。